

1月からの新型コロナ禍に対する会務について

日本公認会計士協会千葉会

主な施策

	12月の対応	1月からの対応
役員会 委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会は原則 MS-Teams による WEB 会議で実施する。</li> <li>・ やむを得ず千葉会会議室で開催の場合は新型コロナ感染防止策を徹底し、会場定員数 50 名の 1/3 を最大とする。</li> <li>・ 役員会及び委員会等の懇親会は原則禁止する。</li> </ul>	同左
研修会 イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月以降は自治体が発表する要請等に従い、感染防止策を徹底し開催する。対面で開催する場合は、感染防止策を徹底し、原則として会場定員の 1/3 を最大とする。(会議室定員 16 名)</li> <li>・ 可能な限りリモート研修を併用する。</li> <li>・ 大規模研修会及びイベントは、引き続き開催しない。その他のイベントについては、自治体が発表する要請等に従い、必要度を慎重に判断し、感染防止策を実施の上で開催を検討する。</li> <li>・ 研修会後やイベントの懇親会や会食等は原則禁止する。</li> </ul>	<p><u>・ 会議室参加の研修は取りやめ、リモート研修のみの開催とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> </ul>
外部大規模 イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部大規模イベントへの業務上の参加は原則として控える。参加の場合は感染対策を行う。</li> </ul>	同左
外部関係者との懇親・会食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として控える。開催する場合は、三密にならないよう配慮する。</li> </ul>	同左
国内外の出張・旅行及び移動（プライベート含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外出張・国内出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。</li> <li>・ プライベートな海外旅行は自粛する。国内旅行は、地域の感染状況に応じて判断する。</li> </ul>	同左
職員の勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、通常出勤とするが、在宅で円滑に業務が遂行できる場合には、在宅勤務を可能とする。</li> <li>・ 通勤及び勤務時のマスクの着用を徹底する。</li> <li>・ 交通機関を利用した通勤はラッシュを避け時差出勤とする。</li> <li>・ オフィス勤務に関して、人の密度をできるだけ低くするような工夫を行う。出勤の際は体温を測定し、体調不良の場合は出勤停止とする。</li> <li>・ 在宅勤務を行うに当たっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。</li> </ul>	<p><u>・ 職員感染による全滅回避のため、出勤と在宅勤務の2チームに分け、接触しないようシフト制とする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> </ul>
事務局窓口 対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局窓口を再開するが、メール・電話・郵送での対応を基本とする。</li> <li>・ 来会は極力避けていただくようお願いする。</li> </ul>	<p><u>・ 入居ビル勤務者の新型コロナウイルス陽性者発生により、12月28日(月)から1月8日(金)を完全事務所閉鎖とする。</u></p>
年末年始休暇	<p>政府の年末年始休暇を分散することについての要請を踏まえ、12月28日(月)から1月8日(金)までを「有休取得促進期間」とし、年末年始休暇とあわせて、まとまった休暇を取得することを職員に推奨する。</p>	同左